

瀬戸内トラストニュース

第78号 2022年9月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

7月16～17日、今治市波方町で 環瀬戸第33回総会を三年ぶりリアル開催



7月17日午前、今治市大西町公民館で環瀬戸第33回総会を開催しました。コロナ禍が続き3年ぶりのリアル開催となりました。政府による行動制限はされていないとはいえ、第七波の急激な感染が拡大しつつあるのでは？という不安の中での開催となりました。総会には、姫路市夢前町を早朝に出立し駆け付けた「子どもを守る未来を守る会」の3名も参加し、出席者は18名。上程された議案を原案通り可決しました。総会で確認した事業計画・役員体制・決算並びに予算は5～9頁をご覧ください。

目次

報告 環瀬戸第33回総会 in 今治市波方町	松本宣崇	2～4
環瀬戸第33回総会 2022年度事業計画について		5～7
2021年度決算・2022年度予算		8
2022～23年度役員について		9
《愛媛県》 波方地域の環境を守る会 入会を地域に呼びかけ		10
《兵庫県》 姫路市夢前町産廃処分場計画の現状	安田佳充	10
《広島県》 本郷産廃処分場 異議審不当判決！完全差止めまで闘いを続ける	三島弘敬	11～13
《岡山県》 御津産廃処分場許可取消請求訴訟	松本宣崇	14～15
海岸生物調査の現場から 1 呉の海岸生物調査、継続へ向け新たな出発を	湯浅一郎	16
2 2022年8月8日 松山市海岸生物調査報告	大野恭子	17
違法関電に市民の鉄槌！ 検察審査会が「起訴相当」	末田一秀	18～19
いんぷおめいしょん		20

環瀬戸第 33 回総会 in 今治市波方町

[illegible]

コロナ感染が第7波、オミクロン株 BA-5 が全国的に感染拡大し、30 都道府県で過去最多を日々更新中。そんなさなかでの第33回総会 in 今治市波方町の開催となりました。参加希望者の中にも「濃厚接触者」の通報を受け、参加を断念してもらうケースも発生しました。加えて雨模様、一時は心配しましたが、7月16日午後二時ごろには雨も上がり、総会の一連の行事は無事終了しました。

◆ 7月16日 波方町残土処分場計画地視察



初日、7月16日の最初のイベント「波方町建設残土処分場計画地視察」は生憎の雨の中になってしまった。「波方地域の環境を守る会」代表・事務局長さんたち3名のご案内で、計画地を視察させてもらった。業者のいう残土搬入ルートは波方地区の住宅街を抜け、狭い林道を登って行き、残土を搬入することになる。林道は、普通車がようやく通れるような狭さ、視察に利用したマイクロバスの運転手さんも慎重そのものだった。特別地域に向かう狭い林道のところどころで、ダンプカーの通行の邪魔になると、道の両側の樹木を勝手に伐採した跡が見られた。瀬

戸内海国立公園普通地域にもかかわらず。搬入後は、西浦地区に下っていく一方通行方式で運行すること。狭い林道は簡易舗装とみられるが、路肩も貧弱に見え路側帯も外側線の表示もない。毎日数十台の 10 トンダンプカーの進入にはたして耐えられるのか？



計画地の上部には瀬戸内海国立公園特別地域「塔の峰園地」への入り口がある。また谷合に位置する処分場の下流部は、西浦集落後背地で谷合には「棚田」が広がる。極早稲の稲がすでに出穂していた。お盆前には刈り取る予定だと聞いた。

◆ 波方町地域の皆さんと交流



続いて開かれた波方町地域の住民の皆さんとの交流、会場になった西浦公民館には地元から 25 名が集まりいただいた。

交流は末田副代表の「今治市波方町の残土処分場問題」についての問題点の指摘と経過報告を皮切りに、砥部町、久万高原町の事例と活動報告、そして産廃問題での環瀬戸のこれまでの取り組みなど紹介した。

波方の残土問題では、阿部共同代表に相談が寄せられ、廃棄物問題に詳しい末田副代表がすでに関わってきたが、今後も積極的に支援していくことを表明した。



その後は一時間近く、地元からそして環瀬戸側から意見が次々と出され、活発な意見交換がされ、あっという間の一時間、有意義な一時間だった。

◆ 波方町西浦地区で海岸生物調査



雨も上がり海岸生物調査へ。調査地は地元西浦の森上（もりあげ）漁港の内と外。参加者は地元からの 4 名含めて総勢 17 名。

港内は先述の「棚田」の先端にあたる。港内では豊富な淡水の流入が見られ、海水の透明度は高い。淡水の豊富な流入と新しい港の補修のせいか、沿岸域の生物種数はいささか貧弱に見えた。港補修に投入された岩石には藻もついておらず、ヒザラガイ・マツバガイ・スガイ・イシダタミ・ヨメノカサなどは見られるが、個体数はヒザラガイを除き少なく見えた。この日の調査リーダー・井出幹事によれば、めったにお目にかかれない「ケハダヒザラガイ」が確認で

きたとのこと。



二カ所目の調査地点は港の外に広がる岩礁帯。この日の午後は大きめの干潮、各所に tiedpool（潮だまり）が見られる。潮だまりにはヒジキやイギス、そしてアナアオサも。その他にも種々の海藻が見られた。

潮間帯の上部にはアラレタマキビ・イソフジツボが、その下部、割れ目にはカメノテは少ないが確認された。しかし、イボニシはほとんど見られなかった。海水中にはムラサキウニ多く見られ、バフンウニも確認された。その他クロフジツボ、オオヘビガイが確認され、比較的豊かな生態系が保たれているようだ。

地元から参加の皆さんに、生息する生物種や個体数を調査し地域の今の環境を知り記録しておくことの大切さ、自然がもたらす急激な環境変化や陸部の

人為的な環境毀損が、生物種やその個体数の激変として現れることなど訴え、沿岸部の生物調査の継続的实施をお願いし、調査を終了した。

◆ 7月17日 環瀬戸第33回総会

2日目、7月17日午前中、今治市大西町公民館で環瀬戸第33回総会を開催した。コロナ禍の開催で出席者は18名と残念ながら、例年と比べ少人数での開催となった。とはいえ、3時間の密で活発な討議が展開され、上程された議案を原案通り可決しました。

◆ 藤原寿和氏を招いて講演学習会・トークセッション



17日午後の講演学習会には地元・波方町から10名余りに加えて久万高原町・砥部町からも参加し、

総数26名が参加した。冒頭、砥部町・久万高原町から、そして波方町西浦・波方両地区から残土処分場反対運動の報告があった。

講師・藤原さんがまず、自ら全国に足を運び視察し住民から聞き取りしてきた各地の産廃・残土処分場が地域にもたらす環境破壊の実態を紹介した。

そして有害物質規制が不十分、立地規制がない、近隣住民の同意及び影響が及ぶ範囲の住民への説明会義務付け、残土・廃棄物のマニフェスト・トレーサビリティの義務付け、そして処分場への立ち入り調査権と環境情報の公開を業者に義務付けるなどを、現行法規の課題として訴えた。

講演後約一時間、末田副代表をコーディネーターに、参加者からの発言を交えた藤原氏とのトークセッション。

どうすれば処分場建設を止められるか？波方の皆さんが一番聞きたいこと。残土処分場、「残土」は廃掃法の対象となる「廃棄物」ではない。廃掃法も決して十分な規制とは言えないが、残土に法的規制がない・都道府県によっては「残土規制条例」を制定しているが規制力は限定的である。愛媛県も残土規制条

例を制定しているが、運用はどうか、十分な規制力を行使するべく運用しているのか。開発現地を視察し知り尽くして開発を許可しているのか。



「無能な行政とおとなしい住民が、悪質な業者をはびこらす」

これは6月25日報道のTBS番組「報道特集」で取り上げられた、昨年7月の「熱海土石流災害」で、金平茂紀MCが語った結びの言葉だ。残土処分場問題にも通じる。残土処分場開発によって影響を受ける市民・住民が行政に対し声を上げ、不明な点をとことん質していくことが重要だ。

市民・住民が声を上げ続け一致結束して立ち向かっていくことが、勝利への唯一の道であると確認して、終了した。



2022 年度事業計画について

生物多様性をキーワードに、改正瀬戸内法付帯決議を活かそう

ー 2023 年「瀬戸内法 50 年プロジェクト」立ち上げを準備する ー

第 33 回総会では、2022 年度事業計画について、以下のように原案通り承認されました。

はじめに

2022 年は、生物多様性の保全にとって重要な年になる。2022 年、生物多様性条約第 15 回締約国会議（以下、COP15）が開催され、2030 年に向けた「ポスト愛知目標＝2020 生物多様性枠組み」が定められる予定。コロナ禍で 2 年遅れの開催となる。21 年 10 月昆明を会場に第一部がオンラインで開催され「ポスト愛知目標」を策定し、「2030 年までに淡水、海洋、陸域生態系でノーネットロスを達成、2050 年までに [20%] 以上を向上させる」との目標が合意の見通しだった。その目標 3 には、「少なくとも世界の陸域、海域の 30% を保護区にする」ことが盛り込まれる予定。愛知目標「陸域の 17%、海域の 10%」から大幅に拡大する。

キーワードは、生物多様性の低下を食い止めるためには「すべてのセクターにわたる社会的・環境的責任を増進させ、目標や価値観を含め、システム全体を根本的に再編成する必要がある」とする社会変革（transformative change）である。環境省は、これに合わせ第 6 次生物多様性国家戦略を策定し、国は、これまで以上に「2030 年の生態系の損失を実質ゼロにする」ポスト愛知目標を見直されねばならない。これは、環瀬戸が取り組む瀬戸内法に基づく環境政策、上関原発、産廃処分場、太陽光発電建設などは、生物多様性の観点から大幅に見直されねばならないことを意味する。環瀬戸は、これを基本的視座として活動していく。

（１） 瀬戸内法改正・付帯決議の活用を含めた瀬戸内海の環境の回復と保持の活動

22 年 4 月の改正瀬戸内法施行により、法の趣旨に沿い関係府県が栄養塩類管理計画を策定する。これ

に環境省や関係府県が、どんな姿勢で取り組むのか、住民の立場から要請や提言を行っていく。その際に依拠すべきは、衆参両院で採択された 7 項目の付帯決議である。しかも、そのうち以下の 4 点は、環瀬戸の提案がほぼそのまま採用された。

- ・参院付帯決議 2 後半：未利用埋立地等を利用し、自然の力を生かした磯浜の復元に努めること。
- ・参院付帯決議 6：生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究 及びその結果に基づいた具体的施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。
- ・衆院付帯決議 1 後半：併せて栄養塩類の順応的な管理計画に大きな影響を与えると想起される生態系や食物連鎖構造と水産資源の変遷についての包括的な調査研究を実施すること。
- ・衆院付帯決議 4 後半：瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、きめ細やかな取組を推進できるよう湾・灘協議会のあり方の検討を行うこと。

また COP15 での「ポスト愛知目標」の合意、第 6 次生物多様性国家戦略に照らし、瀬戸内海の環境政策の在り方に環瀬戸として見解をまとめる。

環瀬戸は、瀬戸内海の環境改善に向けて埋立て禁止、海砂採取禁止 & 産廃持ち込み禁止を掲げて、瀬戸内法の改正を求めてきたが、この三つで今、課題に対応できるか再検討が必要で、より包括的で長期的視野に立つ新たな視点と方針が求められる。また 2023 年の瀬戸内法施行から 50 年を機に、改めて瀬戸内海の環境保全を、生物多様性をキーワードに包括的に振り返る年にしたい。

* 6 月 21 日付ロイター通信によると、COP15 第二部は今年、中国の昆明で開催される予定だったが、コロナ禍で変更、12 月 5 日よりカナダ・モントリオールで開催されることになっている。

以上を踏まえ、瀬戸内海的环境保全・再生・改善に向け、以下のことを決めておきたい。

瀬戸内法施行から 50 年の 2023 年を、瀬戸内海的环境保全を、生物多様性をキーワードに包括的に振り返る年にするため、2022 年は行動計画として「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を立ち上げ、それを準備する年にする。そのために作業チームを発足させ 10 月末をめどに企画案を作成する。

企画案の作成に当たり考慮する事項として

1. 改正瀬戸内法施行に当って環境省の方針に関するヒアリングと要請や提言を行う。

① 第 204 回国会で採択された付帯決議を履行するための方針をただす。

② 環境保全計画策定にあたっての灘湾協議会（複数府県にまたがる）の各県における活用方法、住民や環境 NGO の参加状況等について調査する。

2. 沿岸 11 府県（特に栄養塩管理計画の変更が予想される兵庫、岡山、大阪など）の中で交渉可能な自治体にヒアリングし作業の進捗を求める。

① 改正瀬戸内法施行を受けての自治体としての基本方針。

② 未利用埋立て地の把握方法のヒアリングと、その妥当性の評価。付帯決議 2 に対する方針を質す。

③ 海域ごとの湾灘協議会の作業の現状と海域関係府県との協議の進行について。

④ 法に明記された「関係住民の参加」、その対象範囲と参加方法。その周知方法。

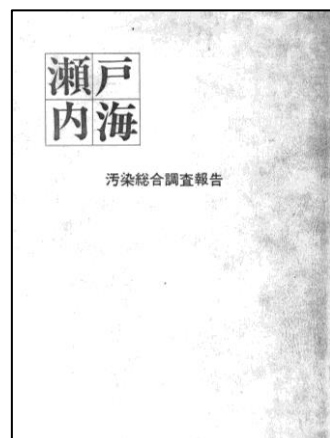
3. 瀬戸内海の生物多様性や海の実態の調査のための方策を包括的に計画する。

- ・故藤岡氏調査の継続を担保するための体制づくり。
- ・生物多様性を評価できるような研究者を巻き込んで特定の場所に関する調査を検討する。
- ・地域の海と接してきている住民（漁業者、釣り人、市民 G）からの聞き取り調査の検討。

併せて生物多様性を評価できる研究者を巻き込み、特定の場所に関する調査を構想することも検討課題である。それにより市民ができる調査と、生物多様性を評価できる一定の専門性を備えた調査の双方を実施していく体制を構築する。

瀬戸内法制定前年、今から 50 年前実施の瀬戸内

海汚染総合調査団の活動報告書『瀬戸内海』を回覧しつつ、こうした聞き取り調査を、同じ場所で、できる限りやってみたらどうかといった議論がなされた。



1972年5月刊
瀬戸内海汚染総合調査団報告書

（2） 辺野古土砂搬出反対運動

環瀬戸も参加する辺野古土砂全協は5月28日の第9回総会で、以下の7項目の方針を決定した。環瀬戸もこの方針をともに進めたい。

1. 遺骨混じりの土砂を埋立てに使わせない—さらに世論を高めよう。公害等調整委員会を注目しよう。
2. 各地の土砂搬出地の監視を怠らないで—どこにも基地を造らせない
3. 玉城沖縄県知事を支えよう
4. 現地の闘いを支えよう。日常的に抗議を続ける沖縄の人たちを支えるために、安和棧橋、塩川港、辺野古に行こう。
5. 団体として政府交渉を継続していこう
6. 沖縄県土砂条例改正陳情をつづけよう
7. 辺野古を取り巻く社会情勢について学習と発信をしよう。

日米政府は与那国、石垣、宮古、沖縄、奄美、馬毛島の島々にミサイル基地や自衛隊駐屯地を配備し、「台湾有事」を口実に戦争準備を進めている。戦争が起されば種子島以南の「南西諸島」が戦場になる。日本を再び戦争国家にしないために「ノーモア沖縄戦」の思いを全国に発信し、学習会などに取り組もう。

（3） 原発再稼働・上関原発建設反対

福島汚染水海洋放出は、規制委の許可の後、関係者の同意が焦点となる。放出設備の着工を許さな

いため、漁業者らを孤立させないため、方針の撤回を求める運動に連帯して取り組む。

昨年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画では、自民党内に設立された「原発のリプレイスを推進する議員連盟」（会長：稲田朋美）などの圧力にもかかわらず、新增設は明記されなかった。

上関原発は、中国電力の表向きの説明とは異なり、建設の芽はないはずだ。町議会は 2019 年に東海原発の乾式貯蔵施設を視察している。原子力施設ならなんでも誘致とならないように監視していく。

伊方原発はじめ全ての原発を早期に廃炉に持ち込めるよう、あらゆる機会を通じて訴えていく。

（４） 石炭火電新・増設、メガソーラー小規模太陽光発電への取組みを支援

（５）各地の廃棄物・残土処分場建設問題への取組みを進めよう

（６） 瀬戸内海沿岸の海岸生物調査

2002 年に開始し、今年で 20 年目となる瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、今年も各地でこれまで協力頂いた団体・市民の力を得て継続する。特に環瀬戸顧問であった故藤岡義隆氏が 1960 年から 2002 年まで継続していた呉市周辺の海岸生物調査は今後も継続する。このデータは、1960 年頃からの生物多様性の喪失を実証するほとんど唯一のものである。近年、生物多様性の保持と回復が、世界規模で人

類にとっての喫緊の課題となる中では、生物多様性の変遷を具体的に示すデータの存在はますます重要性を高めている。過去の藤岡氏の調査結果と現在行っている調査の結果をつなぎ合わせ、1960 年から現在までの経過を俯瞰した海岸生物種数の変遷に関する資料を作成する。それを基に海岸生物調査の意義を理解する人を増やしていくために、呉海岸生物調査の結果と生物多様性の重要性が増していることなどを盛り込んだ簡易なリーフレットを作成する。

（７） 「環瀬戸内海会議 30 年の歩み（仮称）」 発刊を

第 31 回総会で確認した方向で、CD 版「あゆみ」の作成を目指す。

（８） 冊子「市民から見た瀬戸内法 50 年」（仮称）作成を

環瀬戸として初の試み、4 月 3 日、オンラインで「瀬戸内法改正を問う」講座を開催した。これまでの活動で集積された知見をもとに、4 月 3 日のオンライン講座の発題をベースに、参加者からの意見などを盛り込むとともに、市民目線で見た瀬戸内法の 50 年を総括し、瀬戸内海の環境保全のための今日的課題を明らかにし、提言していく冊子を作成する。

普天間基地爆音訴訟団の市民活動支援を受けており、それを活用して 2023 年 10 月 1 日、瀬戸内法施行 50 年の日をめどに発刊を目指す。

～ ロシナンテ社から ～

福島がそこにある 発刊

—— ロシナンテ社編著 解放出版社・発行 定価 1400 円 ——

福島原発事故から 11 年という時間が経ちました。今も期間困難区域は残り、住民は避難しています。ロシナンテ社のしかたさとしは、2011 年春から毎月のように福島県へ通って来ました。「月刊むすぶ」では福島の今を記録し続けています。今回、その中から一部を抜き出して解放出版社のご尽力で一冊の本として発行しました。今も帰還困難区域の津島住民、飯館村の伊藤延由さん、二本松の皆さんの声を中心にまとめました。そして反原発の声の深いところに流れている「障害者が生まれるから原発はいらん」という優生思想的な差別性を告発した 1990 年代の月刊「ちいきとうそう」などからも抜き出しました。9 月 22 日発行です。ぜひともお買い求めください。よろしく願いいたします。

ロシナンテ社 しかたさとし

TEL・fax 075-406-7791 携帯 090-5642-2308 E-mail shikatasatoshi@gmail.com



2022～23年度役員体制について

現役員は、今第33回総会の終了をもって任期満了となることを踏まえ、役員会では現職役員の留任の意思確認を進め、以下の役員名簿を総会に諮り、満場一致で確認しました。

総会に出席されていた青野篤子氏が、新たに幹事に就任することになりました。

共同代表	阿部悦子（愛媛）	湯浅一郎（東京）	
副代表	末田一秀（大阪）	服部 豊（兵庫）	
幹 事	井出久司（愛媛）	上岡大介（兵庫）	大野恭子（愛媛）
	岡田和樹（広島）	坂井 章（広島）	田村 順玄（山口） 土居立子（愛媛）
	松田宏明（広島）	松原朋恵（兵庫）	三浦 翠（山口） 安田佳充（兵庫）
	吉岡賢二（香川）	若槻武行（神奈川）	渡部淑子（東京） 以上、留任
	青野篤子（愛媛）	新任	
顧問	石井 亨（香川）		
監 査	置塩亨介（兵庫）	前田俊英（岡山）	
事務局長	松本宣崇（岡山）		

* 退任 顧問：佐々木克之氏 同：倉橋澄子氏

お二人には、長年にわたり環瀬戸の活動を支えて頂いたことに、この場を借りて感謝申し上げます。

環瀬戸内海会議の総会にお集まりくださった皆様に

環瀬戸内海会議幹事 岡田和樹

今回の総会にも参加できずすみません。去る6月30日、広島地方裁判所は、これまで私たちが中止を求めて闘ってきた三原市本郷の産廃処分場建設を、認める決定を下しました。

今回の判決により即日工事がスタートしました。抗議や行政への要望、さらに続く行政訴訟と仮処分抗告期日、あわせて原告団総会、本裁判提訴と少し七月がハードになっており、その合間に本業の農や水辺教室をなんとかやっております。さらに、少し体調を崩してしまい、ただ休むこともできずです。他の事務局の方にも参加を勧めたのですが、せっかくですが行けそうにありません。

さらにハチの干潟隣地での火力発電所計画も止める手立てが付きません。また、広島県の水道広域化を止めるための取り組みも虚しく、九月議会で三原市の参加が決まりそうで、また水源保全条例制定の取り組みもしており、目先の問題が途切れ

ることなくここまで来て息切れしそうです。本当は小さな棚田でゆっくりと幸せに家族で生きていきたいだけなのですが。情けなさや悔しさと。

現代に、他にはない反公害、反乱開発の運動の歴史を積上げてこられた大事な環瀬戸には関わりたいのですが、残念ながら参加できません。しかし、今後とも宜しくお願いいたします。

（2022年7月17日・環瀬戸総会の日に）

～ 一押し！ お勧めの一冊 ～
日野行介・著 **原発再稼働**
～葬られた過酷事故の教訓～
集英社・刊 新書版 279頁
定価 990円（税込）

著者は元毎日新聞記者。社会部や特別報道部で調査報道に徹した記者活動を続けてきた。福島県民健康管理調査の闇、除染の実態、被災者政策、再稼働を巡る安全規制や避難計画の実相を暴いてきた。

2021 年度決算並びに 2022 年度予算案

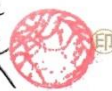
環瀬戸内海会議・第32期（2021.4.1～2022.3.31）予算及び決算 並びに次期、第33期（2022.4.1～2023.3.31）予算案

勘定科目		補助科目	第32期		第33期予算
			予 算	決 算	
収 入	前期繰越		1,505,452	1,505,452	1,842,509
	年会費		570,000	600,000	730,000
		団体	70,000	100,000	80,000
		個人	500,000	500,000	500,000
		総会参加費等	0	0	150,000
	事業収入		0	0	0
		集会シンボ等	0	0	0
		辺野古冊子販売利益	0	0	0
		物品販売・冊子販売	0	0	0
	寄付・カンパ		600,000	453,500	450,000
		環瀬戸内海会議	350,000	342,800	350,000
		辺野古反対運動支援	250,000	110,700	100,000
	雑収入		6	19	15
		雑収入	0	0	0
受取利息		6	19	15	
助成金			30,000	0	
	普天間爆音訴訟団補助		30,000	0	
合 計			2,675,458	2,588,971	3,022,524

支 出	会議費		50,000	22,110	230,000	
		役員会	30,000	0	30,000	
		総会	20,000	22,110	200,000	
	活動費		150,000	56,610	200,000	
		旅費交通費	150,000	56,610	200,000	
	機関紙費		485,000	342,664	435,000	
		封筒・振替用紙印刷	65,000	48,868	15,000	
		印刷費	240,000	173,566	240,000	
		発送費	180,000	120,230	180,000	
	事務所費		120,000	120,000	120,000	
	事務局費		243,000	162,818	198,000	
		通信費	145,000	127,866	130,000	
		事務消耗品費	50,000	10,558	20,000	
		資料費	10,000	9,300	10,000	
		印刷費	35,000	12,359	35,000	
		支払手数料	3,000	2,735	3,000	
	共闘費		30,000	21,000	25,000	
		諸会費	20,000	18,000	20,000	
		寄付金	10,000	3,000	5,000	
	雑支出		5,000	10,260	5,000	
		機材購入費	0	0	0	
		雑支出	5,000	10,260	5,000	
	雑損失金		0	0	0	
	仕入高		48,000	0	0	
	振替通知料金		12,000	11,000	10,000	
	合 計			1,131,000	746,462	1,223,000
	差引残金(次期繰越)			1,544,458	1,842,509	1,799,524

監 査 報 告

環瀬戸内海会議第32期（2021年度）会計を厳正に監査したところ、
帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監 査 前田俊英 

監 査 置塩亨介 

波方地域の環境を守る会 入会を地域に呼びかけ 地域の運動強化のために広報を作成・配布

今治市内の産業廃棄物処理業者による西浦地区の建設残土処理場建設の計画が愛媛県に申請されて、約半年が過ぎました。現在、県は計画の許可を下していません。それは候補地である西浦の地権者の皆様、土地売買契約を解除する旨を業者に通知し、仮契約で受け取った手付金の倍額を民法に則り返却しようとしたが、業者側は受け取りを拒否し、そのお金は現在法務局に供託されています。この土地売買の件が未解決で、県から「不許可」通知はされていません。

「波方地域の環境を守る会」は、住民の命や生活を脅かし、地域の自然環境を破壊するような残土埋立てには断固反対する立場であります。そのことは先般の知事・市長への反対署名活動で3000名以上の方が署名し多くの皆様のご賛同を得たと確信しています。しかし、業者は計画を断念しておりませんし、

私たちは県に陳情し、公開質問状で質してきました。

現在、事業計画は県の許可審査が中断している模様。理由は、私たちの反対運動が功を奏していること、中でも土地売買契約問題の未解決です。

業者は7月7日、「土地売買契約解除は無効」と今治簡易裁判所に調停を申し立てました。私たちは弁護士を通し調停却下を主張、不調にて終了しました。業者は土地売買の件で提訴しました。第一回口頭弁論は10月19日の予定です。

波方地域の環境を守る会理事会は、「裁判になれば受けて立つ」ことを決定しました。そのため、もっとも多くの住民の皆様のご理解とこの運動を推進する「波方地域の環境を守る会」へのご入会をお願いいたします。
(22.9.13 拝受した広報チラシより現状報告を抄録し転載します 守る会会員 松本宣崇)

姫路市夢前町産廃処分場計画の現状

環瀬戸内海会議幹事 安田佳充

姫路市北部に位置する夢前町にて2008年から水面下で進められていた産廃処分場建設計画を2012年に私たち子どもをもつ世代の知るところとなりました。

その場所は、林地開発許可（県の許可）と廃掃法許可（姫路市許可）が必要なところでしたが、多くの活動の中で、2014年林地開発申請水利権等の同意書の不備をキッカケに県からの度重なる行政指導を履行しない業者へ林地開発申請取り下げが決定し、実質産廃処分場建設計画は棚上げ状況となりました。

その後、業者内で当時の社長（息子）と現社長（父親）間で、その土地の所有権について訴訟問題へ発展。2020年、親子間で争われた土地所有争いが司法の下で決着し父親所有となりました。

現在、夢前町内5カ所のエリアを中心に姫路市北

部農山村地域活性化取組みが進められており、その1カ所に自然保護事業確保のため産廃建設予定エリアにて展開するため、土地確保が姫路市にて進められています（土地売買はされた模様）。このような中、関係自治会、連合自治会が当初産廃事業へ賛同・協力する協定を締結後、破棄したことで、訴訟を起こされておりました、2022年8月和解が成立し手続き中です。この14年間の争いの間、2014年の地域集会（1000人以上参加）では、環瀬戸事務局長の松本さんが参加して下さり、参加者全員が強い勇気をもらいました。

今後は地域活性化プロジェクトメンバーである私たちが、地域が求める自然を保護し自然を活用した地域活性化が進められる行政取り組みになるよう注視が必要な状況です。
(2022.9.5)

本郷産廃処分場 広島地裁異議審

仮処分決定を覆すための論理だてをした不当判決！ 抗告し、完全差止めまで闘いを続ける

「ストップ本郷処分場」原告団共同代表 三島弘敬

1、本郷産廃最終処分場の建設差止めなど仮処分命令申し立て事件異議審

2021年3月25日に、広島地裁が、「処分場が操業されると有害物質を含んだ水が場外に流れ、一部の井戸水が汚染される恐れがある。そのため安心して井戸水を飲むことができなくなることから浄水享受権と平穏生活権が侵害されるため、その保全の必要性を認定し、処分場の建設・使用・操業の差し止めることを命じる。」とする決定に対してJAB 協同組合が、不服の申し立てを行い、2021年5月から異議審が広島地裁で開始され、5回の審尋を重ね結審した。



冒頭、吉岡裁判長が、仮処分で決定した浄水享受権や平穏生活権について否定的な考えを述べ、科学的根拠のみを審理する態度を示すという不穏な空気の中、異議審に臨んだ。

5回の審議での主な争点は、争点1.「有害物質の搬入」、争点2.「汚染水の漏出」、争点3.「汚染水の到達」の3点。

1点目の「**有害物質の搬入**」について、JAB 協同組合は、「一日当たり約160m³の割合で搬入される廃棄物を5人の監視員が目視で20分間点検することで有害物質の混入を防止する」、「廃棄物に水をかけてパックテスト水質検査を実施することで防止する」と主張した。

これに対し、私たち原告団は、「目視だけで、有害物質かどうかを分別して防ぐことは現実的に限

界がある」、「それ自身が有害物質でなくとも、化学反応を起こすなどして有害なものを発生させるおそれがある」、「パックテストでは防止できない」と反論した。

2点目の「**汚染水の漏出**」について、JAB 協同組合は、「ボーリング調査の結果、水を通しにくい岩盤が存在していた、また、漏出しにくい地形である」と主張した。

これに対して原告団は、「予定地の延長線上に断層地形が存在することから、断層破碎帯に沿って亀裂が多数形成されているため浸透水が場外に漏出する」と反論した。

3点目の「**汚染水の到達**」について、JAB 協同組合は、「水を通しにくい岩盤であり、溶け出した重金属が600m移動するのに計算上3万年かかるため危険性はない」「仮に有害物質が浸透水から検出された場合は水質浄化装置を設置して漏水をコントロールできる」と主張した。

これに対し原告団は、「ボーリング調査から、予定地の岩盤内部は、風化花崗岩であり、多くの水平方向や直行した割れ目があり、岩盤は不透水層ではないことが明らかな。細かい隙間に地下水が含まれるため、汚染水は地下水に浸透する。さらに、日名内川に調整池から放流された汚染水もまた、浸透して短期間で井戸に到達する」と反論した。

2022年6月30日、広島地裁民事第4部吉岡茂之裁判長は、「差し止め決定を取り消し、建設・使用・操業を認める」不当決定を下した。

今回の異議審決定は、『「おそれ」があるため「浄水享受権が侵害され平穏生活権が侵害されるため差し止めを命じた」仮処分の論理を逆だてにして、『浄水享受権、平穏生活権はあるが、「おそれ」は

不明であるから建設を容認』』としている。

しかも、「到達の疎明は専門家でも困難」だと認知しながら、到達の疎明を住民側に転嫁し、住民側が到達のおそれを十分に疎明していないから、申し立てを検討する理由がないとして建設容認をしている。明らかに仮処分決定を覆すため論理立

てした不当判決であり、到底容認することはできない。抗告し高裁で覆し、完全差し止めまで闘いを続ける。

業者は、決定の朝から現地に新車の重機を並べており、翌日、工事の再開に着手している。

【吉岡裁判長の決定の概要】

まず、原告に「浄水享受権に対する侵害行使の差し止め請求権」が認められるかどうかについて、「客観的には飲用水に適した質である水を確保できたとしても、一般人の感覚に照らして飲用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく平穏生活権の一環として浄水享受権があり、侵害行為に対して差し止め請求権がある」と認定した。

しかし、その権利は、浄水享受権の侵害が生じる高度の蓋然性が認められることが前提であるとした。その蓋然性の判断として、「有害物質の混入のおそれ」、「有害物質漏出のおそれ」、「井戸への到達のおそれ」の3点が認められなくてはならないとした。

そして、本来、疎明責任は JAB 業者側にあるべきところ、「有害物質の混入」と「有害物質の漏出」を JAB 側に、「井戸への到達」の疎明（立証）責任を原告団に負わせた。

争点1「有害物質の混入」について、「目視で、事前排除を漏らさず達成することは現実的ではない」、「バックテストはサンプル調査にとどまり、事前排除を担保する手段の意味はない」と JAB の主張を退け、「搬入物への有害物質の付着、混入のおそれがあると事実上推定される」と認定した。

争点2「漏出」について、「ひとたび付着混入した有害物質は、浸透水が汚染され、場外に浸透するおそれがある」、「浸透水集水管では、浸透水の全部を補足はしないから浸透水が外部に浸透することを防ぐことはできない」と認定した。

争点3「到達」について、「処分場と井戸の異なる2点間を結ぶ隙間を客観的に疎明することは、現在の専門的知見をもってしても実際には極めて困難である。2点間の透水試験や両地点の地下水の含有物分析で同一性がなければ、地下水が2点間を流動し井戸に達すると推定できない。」として原告の主張を退けた。

結果、住民がおそれを疎明していないからという理由で、仮処分決定を取り消した。

2. もう一つの裁判（建設許認可の取り消しを求めた行政訴訟）について

2020年7月に、広島県の建設許認可の取り消しを求めた行政訴訟を提訴してから、9回に及ぶ公判審理が行われている。第8回の公判まで、期日を守らない、広島県のかみ合わそうとしない反論などに対して、原告は求釈明を求めた。また、裁判長からも厳しく指摘がされるなど、広島県の対応は時間稼ぎに終始した。

2022年4月19日の第9回公判で、やっと争点が整理された。

1点目は、県が「国の指針に基づいており、浸透水の影響を考慮する必要がある」と主張し証言したが、廃掃法平成9年改正による第2項要件（廃掃法第15条第2項に）として生活環境調査が義務付けされており、浸透水の影響を考慮すべきであ

る。その考慮をせずに認定した県の判断は違法であると我々は主張。

根拠として、改正時の国会審議の政府答弁から明らかにした。政府答弁の概要は、「井戸水、地下水を飲料とする地域への影響について、専門家の意見を聞いて確認し、審査することにより水源地周辺への建設による地下水汚染を防ぐ改正である。」、さらに、「地域の実情に応じて考慮すること」の重要性を示した。長野県では、改正を受けて地下水を考慮するよう改正している。以上から県の判断の違法性を主張した。

2点目は、農業用水への影響について

県は、調整池排水口から日名内川下流 700m 地点での COD 予測値を基準の 6.0 未満であることを根拠にして問題がないとし、さらに、700m 地点まで、合流する水路がなく水量に変化がないと主張したが、これは明らかな事実と反する主張である。

まず、基準値未満とした根拠となる広島市上安処分場の数値に信頼性がないこと。現に、上安処分場は排水地が基準を超えており、広島市からは

正指導を受けている事実を挙げて主張した。



下流 700m までに 16 カ所もの合流水路があること。水量は、何倍にも増えることは、県が認可した「普通河川の使用申請」の際に提出された水量調査に示されている。

現地での実査を行えば一目瞭然である、と裁判長に現地実査を求めた。

今後の公判では、裁判所の作成した争点对照表をもとに、双方が立証を行う。原告からは、地質学者と公害問題学者、原告住民からの口頭弁論を行う。



広島・三原市の産業廃棄物処分場 広島地裁一転、建設認める決定 住民側は抗告へ

中国放送 7/1(金)17:03 配信

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d3cd2b0ea41b75ab900361b954d3ac64d241a595>



三原市の産業廃棄物処分場の建設差し止めの仮処分をめぐる異議審で、広島地裁はきのう(30日)、異議を認めて仮処分を取り消し、建設を認める決定をしました。

東京の産廃業者「JAB 協同組合」が運営する産業廃棄物処分場「本郷処分場」は、県の認可を受けて三原市本郷地区で建設が進んでいました。これに対して去年3月、地域住民など517人が「有害物質が染み出ることで、水源が汚染されるおそれがある」などとして、建設の差し止めを

求め、広島地裁はこれを認める仮処分を出していました。

「JAB 協同組合」が申し立てた異議審で、広島地裁の吉岡茂之裁判長は、「有害物質が浸透水に含まれて処分場外に漏れ出るおそれがある」とする一方で、「有害物質が住民の井戸まで到達する恐れがあるとは認められない」などとして、建設差し止めの仮処分を取り消し、建設を認める決定をしました。

御津産廃処分場許可取消請求訴訟

***** 環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇 *****

岡山市中央部に流れる旭川の中流部、北区御津（みつ）地区（旧御津郡御津町）で合流する宇甘（うかい）川の上流に産廃処分場計画が二つある。

一つは、旧ゴルフ場計画用地を買収した産廃処分場計画。業者は業界団体・岡山県廃棄物協会の会長を長らく務める西日本アチューマツト、岡山市や中国地方東部と西播地区の自治体の下水管汚泥処理を独占的に引受け、自治体と繋がりも強い。

一旦、最高裁で事業者に対し建設差止命令が出されたが、2017年8月岡山市は微細な計画変更で再び計画を許可した。

もう一つは、既設処分場の計画延長・処分場拡張計画。業者・エヌエス日進の申請を、岡山市が許可したものだ。2017（平成29）年の許可取消請求から早や5年の裁判闘争が続いている。

この日の主張の争点は、地質・地盤、そして産廃に雨水の汚染除去についてだった。

埋立てた産廃に浸入する雨水は、地中に浸みこむのではない、河川に浸出するのではない。当然、計画段階で地質の性状を把握し、対策を取っておくべき課題であろう。断じて操業開始してから対処すべき問題ではない。



御津産廃阻止同盟 提供

8月31日

エヌエス日進処分場拡張計画許可差止め請求



傍聴に駆けつけた岡山市議・鬼木のぞみさん 提供

8月31日、久しぶりに裁判を傍聴した。この日はエヌエス日進の処分場計画取消を求め、岡山市を相手に2017年10月5日提訴した住民訴訟の口頭弁論期日だった。御津地区の住民組織「御津産廃阻止同盟」は毎回、約一時間かけ30名以上の住民が岡山地裁に駆けつけ、傍聴席を埋める。



口頭弁論後、近くの公園で弁護団から法廷での経緯と今後の訴訟方針について説明を受ける 松本宣崇 撮影

9月14日

西日本アチューマツト処分場計画許可差止め請求

2001年に住民が求めた岡山市に対する許可取消差止め請求並びに業者に対する建設差止め請求は2013年12月26日、広島高裁岡山支部が、岡山地裁の一審判決を取り消し、岡山市の許可取り消しは棄却したが、業者に対し建設差止めを命令した。その後、業者は最高裁に上告したものの、

岡山市が処分場計画許可申請を業者に取り下げさせ、最高裁は2015年7月14日、業者の上告を棄却し、高裁の「業者に対する建設差し止め命令」が確定し、岡山市は15年12月25日、職権で設置許可を取り消した。

しかし、処分場計画は止まらない！？ 岡山市は2017年8月、業者に計画の軽微な変更をもって提出させた補正申請に、再び許可を下した。



22.9.14 ハチマキシ横幕を手に入廷する阻止同盟の皆さん

産廃処分場に反対する住民組織「御津産廃阻止同盟」は2018年1月30日、許可取消を求め岡山地裁に提訴したのだった。

それから4年半、裁判が続いている。争点は、処分場からの浸出水による飲料水、農業用水の汚

染。岡山市は今になって飲料水の取水源を切り替えた。あたかも住民の原告適格が失われたと言わんばかり。しかし、本来問われなければならないのは、許可を下した時点の行政としての判断の妥当性そのものである。



22.9.14 口頭弁論後、近くの公園の木陰で、弁論内容＝裁判所に提出した双方の準備書面・証拠書類について説明を受け、今後の法廷闘争の方針について議論。

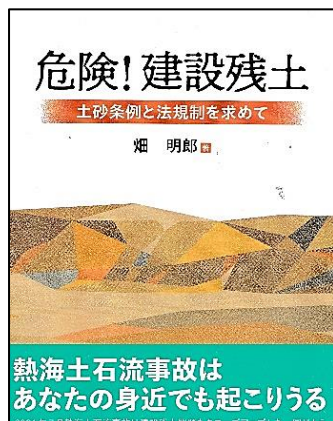
今日も御津からは原告と傍聴、40名近くが法廷に詰め。コロナ禍で閉廷が幾度か続き、傍聴席定員減員での開廷があり、私自身は久方ぶりの傍聴であった。傍聴席を詰める、理解ある議員による議会でのしつこい質問、可能ならば街頭での宣伝行動、阻止同盟は20年余の闘いの中続けてきた。さらに闘いは続く。微力ながら支援していきたい。

(22.9.14)

本の紹介

畑明郎・著 **危険！建設残土** ～土砂条例と法規制を求めて～

自治体研究所・刊 A-5版 148頁 定価1650円（税込）



記憶に新しい昨年7月発生した熱海土石流事故 あなたの身近でも起こりうる！熱海の事故はあらためて建設残土問題をクローズアップした。全国には持ち込まれ積み上げられる危険な建設残土多数存在する。今また、愛媛県内でも3カ所で建設残土持ち込み計画が浮上、地域住民の反対運動が進められている。各地の建設残土問題の実態、熱海土石流事故を精査し危険性を報告する。そして大量の残土を生み出す新幹線・リニア新幹線トンネル工事の問題点を明らかにする。この現実に対して土砂条例と実効性のある法整備も必要性を説く。残土処分場問題に取り組む市民の皆様には、時宜を得た参考書になると思います。

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

呉の海岸生物調査、今後の継続へ向け新たな出発を

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

生物多様性という観点から人間社会のありようを問うことの重要性が高まり、とりわけ故藤岡義隆さんが 1960 年から呉で行ってきた生物調査の価値はますます高まっている。そうした中で調査を長期的に継続するための体制を見直す必要があると考え始めている。今年の調査は、それを一歩前へ進めるものとなった。

継続する調査地点として選択した 3 地点（呉市長浜、戸浜、広西大川）は、少なくとも 1 地点につき 1 日はかけねばならない。8 月 6 日を前後しては調査に適した潮がなく、6～7 月のどこかでするしかない。これらを総合して、呉の生物調査の日程を 7 月 13 日～15 日とし、3 日間かけて呉の海岸生物調査を行った。その 3 週間後に原水禁大会で広島には行くのではあるが、とにかく生物調査のためだけに呉へ行くこととした。通し参加は、東会員、広教組 OB の大島さん、中市後さん、そして湯浅である。これに 2 日間参加が、井出幹事、広教組の望月さんである。さらに 14 日のみだが、松山から理学部生物学科出身の岩尾さんが来てくれた。彼には、調査地点すべての様子も見てもらい、呉での調査の意義につき意見交換も行うことができた。

3 日間ともに時折雨も降る曇り空となった。13 日の戸浜では、干潮が近づくにつれミルが異常に多いのに驚いた。逆にクロメが少ない。

14 日、長浜は、かなりの雨が断続的に降る中での調査となり、水中部も含めて調べにくい環境であった。この日は、岩尾さん、溝田さんも来て計 8 人。雨のためカメノテ、イボニシの計数はいつもの半分の 5 区画に絞った。ここでは、いくつか特筆すべきことがあった。長浜では見つかったことがないアカウニが発見された。四国側では、かなりいるのだが呉ではあまり見かけず、特に長浜では私は初めてのことだ。マヒトデが 1 個体。初め、



22. 7. 13 呉市戸浜海岸 ニッポンウミシダ
ニホンクモヒトデ ムラサキウニなど

オオシマヒメヒトデかなとか言っていたが、岩尾さんが、腕の太さが違うということで、マヒトデとなった。これは、かなり衝撃的である。1980 年代、富栄養化の時代にはマヒトデとムラサキガイしかいないとされるほど、優先していたマヒトデは、近年、本当に見かけない。たまたま見つけても、それがマヒトデだとわかるには、かなりの検討の末、ようやくわかる程に減っている。

15 日は 広西大川。ここでの調査に 1 日かけるのは、環瀬戸の調査では初である。その分、一定の自信をもって調査を終えることができた。大島さんが大活躍だった。彼が、川への入り口近くの岩にカクベンケイガニを確認した（これまでもいたはずだが、記載してなかった）。大島さんが持参したスコップで穴を掘る中でアナジャコを確認。モクズガニの死骸が 2 個体。コメツキガニとチゴガニが河口に近い側に広い生息域を持っていることが分かった。その分、ハクセンシオマネキの生息地が減っている。この結果、11 種を確認した。昨年までは 9 種がいい所だったが、2 種増えた。

来年 2023 年は瀬戸内法施行から 50 年のメモリアルな年である。環瀬戸は今、戦後の瀬戸内海の変遷を振り返る年にしようとして瀬戸内法 50 年プロジェクトの企画を準備している。呉の生物調査は、その重要な一部を構成することになる。(22.9.6)

2022 年 8 月 8 日 松山市海岸生物調査報告

環瀬戸内海会議幹事 大野恭子

8 月 8 日は高浜白石浜での生物調査でした。ナビゲーターはいつものピースデポ代表の湯浅一郎さんと海中を自在に泳ぐ井出さん。



今年は事前申し込みが平日ということもあって少なくて、心配しましたが、大人 7 名、子ども 7 名の 14 人で開催できました。

潮は小潮、時間も午前中 9 時 30 分～といつもとは少し違いました。去年も来てくれた方が「今年も楽しみにしていたのです！」と言ってくださり、嬉しく思いました。この活動は身近な生き物のデータをとり、変遷していく環境問題について座学ではない少しレジャーの要素も絡めて学んでいく体験型の学習です。

イボニシとカメノテの生息数をカウントしながら、周辺の生き物も無意識に思い、「食べれるのかな?」「これ、初めてみた!」とぶつぶつ言いながら調査は進みました。

私がこの生物調査を好きな理由は大人も子どもも以前に見た生き物を覚えていて、また今年も探

して「またいるね!もっと増えるといいねえ」と生き物に思いやりの心が育つことです。海の生き物は「気持ち悪い!」と子どもたちが言うように、気持ち悪いものもたくさんいます。

でも、そのうちに見慣れて、あ、またいる!と認識するようになり、「生きている」と感じるように少しずつなります。



今こんな経験が積み重なって、海の生き物、陸の生き物、他者、環境、宇宙…と視野が広がってくれることを願います。

そして、今年は嬉しいことに井出さんの海鮮バーベキューが復活しました。イカが美味しくて、いくらでも食べれそうでした。来年は鯛もあるかも!?

参加してくれた親子もみんなお腹いっぱい、午後からは海でめいっぱい遊んで、夏の 1 日を楽しく過ごせたことがとても良かったです。

そして、今年は野外活動ということでイベント保険にも入り、参加者の方には安心して活動してもらえました。

来年の課題としては、もっとみんなが楽しめるように生物図鑑、観察グッズなどを充実させていきたいなと思います。

事故も怪我もなく、無事に終わりホッとしています。来年も楽しみです!) (2022. 9. 2)

違法関電に市民の鉄槌！ 検察審査会が「起訴相当」

関電の原発マネー不正還流を告発する会共同代表世話人 末田一秀

関電経営陣が福井県高浜町元助役や関連企業から3億7千万円受け取っていた事件。原発関連の工事などを高値発注して裏金をねん出し地元工作に充てていたものの還流に違はなく、真相究明は今後の不当な立地工作を封じることにつながるはず。そう思って、多くの皆さんとともに大阪地検に刑事告発するとともに、株主代表訴訟を起こして闘ってきました。ところが、昨年11月、OBが関電に天下っている大阪地検は、一度も強制捜査することなく不起訴にしたため、今年1月に検察審査会に申し立てていました。くじでえらばれた市民11人が検察の決定の妥当性を審査する審査会、市民感覚でおかしいものはおかしいと決めてくれると期待していた議決が、8月1日に公表されました。

森元会長、八木元会長、岩根元社長に「起訴相当」

11人の委員中8人以上が起訴すべきと判断すると「起訴相当」、6人以上だと「不起訴不当」になります。いずれも検察が再捜査して、起訴、不起訴を判断し直しますが、「起訴相当」の事件を検察が再び不起訴にした場合、検察審査会がもう一度「起訴相当」と議決すると、強制起訴に至ります。最初の議決が「不起訴不当」の事件が再び不起訴にされると、そこで不起訴が確定します。

金品受領を金沢国税局から収入とみなされ追加納税した豊松副社長の退任後に、追加納税分を闇補填していたこと、また福島原発事故後の業績悪化時に役員報酬を減額していたものを、同じく退任後に闇補填していたことについて、関与した幹部3人は特別背任にあたり「起訴相当」と議決されました。もともと関電が退任役員に報酬を支払うことにした書類など証拠があり、不起訴理由の説明を弁護士とともに聞きに行った際に担当検事も「疑問を持つことは分かる」と言わざるを得ず、上から不起訴ありきの結論を押し付けられたのではないかと疑われる事

件だったので、当然の決定です。

議決は「関電は、当時、役員報酬の削減や顧問の削減を強く求められ、電気料金値上げの認可の際には役員報酬を減額することを約束して認可を受けていたにもかかわらず、エグゼクティブフェローや嘱託という名目で表に出ない形で実質的な顧問を増やして役員報酬の補填を行っていたことは、被疑者らにそのような要請に従う意思が全くなかったのであり、いわば電気利用者への裏切り行為であって、強く非難されるべきである。」としています。

不正・不適切発注や金品受領は「不起訴不当」

今回の事件の本丸である不正・不適切発注、金品受領は「不起訴不当」とされました。

議決書には「公共性の高い企業であるため、工事発注の際にも、高い透明性と公正さが求められていた。よって、関電は、工事発注につき、できる限り競争入札を行い、発注額を精査し、品質を維持したより安価な発注を行うことが求められ…」「発注額についても地元有力者が要求する金額に見合う工事価格となっており、合理的なものであったとは言えない」「地元有力者の関連会社が得た利益は、関電の役員らが同人から受け取った総額3億6000万円を大きく上回ることは明らかなはずで、それは関電にとって適正な発注がなされていれば生じていなかった損害である」と、この間私たちが主張してきたことが書き込まれています

福島原発事故を起こした東京電力は賠償金支払いのために外部から委員を招いて2012年に「調達委員会」を設置、1件当たり10億円以上の契約を点検し、改善を指示してきたそうです。その結果、2010年に15%だった競争入札の割合が2015年には65%になり、調達平均単価は2016年度には2010年度比20%もの減少になったのです。対して関電は2015年に電気料金を値上げした際に、経産省からさ

らなる経営効率化を指示され、競争発注比率を 15% から 30%超にすると約束していました。ところが、約束に反して、低い競争入札比率をそのままにし、事前発注約束までして随意契約で裏金を生み出していたのです。それにもかかわらず、事件発覚後も発注価格は適正だったとの立場をとり続けています。私たちの請求により旧経営陣に損害賠償を求めた裁判でも被害額に織り込んでいません。この夏、新社長に就任した森望は記者会見で、検察審査会の議決について「会社は当事者ではない」としていますが、そのような態度では済まされません。

検察の捜査のあり方を批判

議決書の「結び」には、こう書かれています。

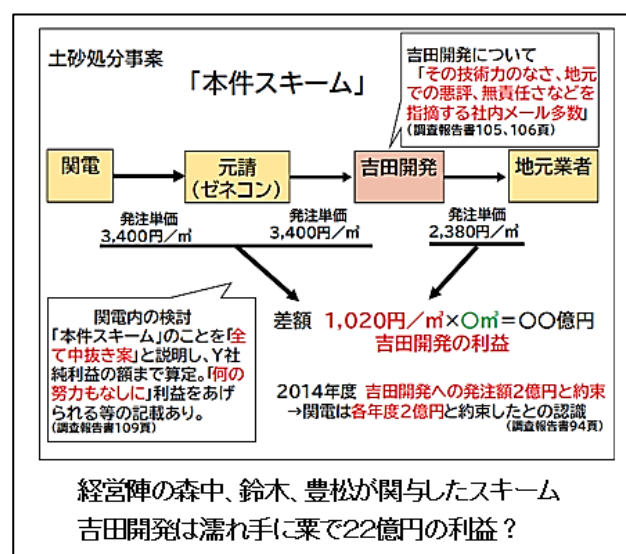
「当検察審査会は、(中略)強制捜査や関係者からの再度の事情聴取や独自のデジタル・フォレンジックの実施など、更なる捜査を十分に行って事実を明らかにしてほしいと期待するものである」つまり、不起訴にした結論を不当としたのみならず、捜査が足りなかったと批判しているのです。さて、大阪地検はどうするのでしょうか？ このまま強制捜査を行わず、再び不起訴にすることなど許されません。

追加告発で追及

検察審査会決定に先立つ 4 月 20 日、関電のコンプライアンス委員会の新たな報告書が公表されました。土砂処分、土地の賃貸借、倉庫の賃貸借でコンプライアンス違反があったと認定しています。先述のとおり、関電は、事件発覚後も発注価格は適正だったとの立場をとり続けています。ところが、この報告書では元助役関連の吉田開発に設けさせるために、元請ゼネコンが決まる前から吉田開発に下請けさせ、吉田開発は孫請けに仕事を出して何もせずに中抜きで儲けるスキームを作っていました。m³あたり 2,380 円で処分できる残土を 3,400 円で発注していました。金沢国税局は 14 件の工事について、差額は森山元助役への交際費ではないかと指摘したとされています。また、月 50 万円が相場の土地を 200 万円で借り上げたりしていた実態も明らかになりました。

さらに、原発推進派の高浜町議が事業に失敗したから面倒見てくれと高浜町幹部が関電に持ちかけ、

町議が経営する会社の工場を倉庫として 2008 年度から関電が相場年 1600 万円のところ 5520 万円で借り上げていたことも明らかになりました。国税局に問題と指摘されて 2013 年 10 月に 4860 万円に減額し、2018 年度に 1620 万円にするまでの町議側の不当利益は 3 億 5174 万円と計算できます。高額賃料について、当時の森詳介社長ら経営陣は認識していた、あるいは認識しえた可能性が高いと報告書は指摘しています。2018 年度の減額に当たっては代替措置として、吉田開発を通さずに土砂処分を単価 3400 円で 1 億 2 千万円発注し、吉田開発が中抜きしていた 1020 円分を回したことも示されています。



この町議、福島事故後に全国で初めて再稼働を求める町議会決議を提出した 4 人のうちの 1 人で、再稼働に反対する請願や避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願などに反対討論を繰り返していました。「関西電力原子力発電所立地町議会連絡協議会」の会長も務めていました。

捜査権のない弁護士等による委員会ですらこれだけのことを調べられる！ 大阪地検に検察審査会決定に従い捜査を尽くして早く起訴を行うよう要請するとともに、これらの新たに判明した事実で告発を改めて行うことにしました。原発推進派の議員と関電の持ちつ持たれつの関係を暴き、糾していくことは、今後の不当な地元工作を止めることにもつながると考えています。 (22.8.3)



☆☆☆ いんふおめーしょん ☆☆☆



- 9月27日(火) 安倍元首相「国葬」反対
9.27 国会正門前大行動
14:00(国葬と同時刻)～ 国会議事堂正門前
主催 安倍元首相の「国葬」に反対する実行委員会
(憲法を壊すな! 実行委員会・戦争をさせない
1000人委員会・憲法を守り、いかす共同センター)
- 10月9日(日) 愛媛新聞を糾す読者の会・
学習会「安倍元首相暗殺と大本営発表報道」
13:30～
コムズ大会議室(松山市三番町 6-4-20)
講師 浅野健一さん(元同志社大学大学院教授)
主催 愛媛新聞を糾す読者の会
(連絡先: 阿部 090-3783-8332)
- 10月20日(木)
伊方原発運転差止訴訟第六次提訴
12:45 松山地裁集合～訴状提出
14:00～ R2番町ビル5F 報告集会
連絡先 伊方原発を止める会
(連絡先: 089-948-9990)
- 10月23日(日) 2022 伊方集会
10:00～伊方原発ゲート前集会
12:00～チラシ配布&避難ルートチェック
各自昼食を持参のこと
主催 原発さよなら四国ネットワーク
(問合せ: 大野 080-5662-6207)
- 10月26日(火)
反「原発の日」中電前行動
12:00～13:00 中国電力本社前
～スピーチ・朗読・歌など予定
主催: 上関原発止めよう! 広島ネットワー
(連絡先: 溝田 090-7548-6558)
- 11月1日(火) 本郷処分場計画許可取消
行政訴訟 本人尋問第1回目
10:00～ 広島地裁
問合せ 本郷処分場建設差し止め訴訟
原告団・応援団(090-1682-7381)
- 11月5日(土) 小出裕章さん講演会「原発
のない世界をめざして小出さんと呼びました」
13:00～
市民センターむかいしまこころ(尾道市向島)
主催 小出裕章さんに聞く会
(問合せ: 守田 090-7507-3654
大住元 090-5705-6491)
- 11月8日(火) 本郷処分場計画許可取消
行政訴訟 本人尋問第2回目
13:10～ 広島地裁
問合せ 本郷処分場建設差し止め訴訟
原告団・応援団(090-1682-7381)
- 11月16日(水) 岡山市御津西日本アチャー
マット産廃処分場計画許可取消請求 口頭弁論
15:00～ 岡山地裁
御津産廃阻止同盟(0867-26-0502)
- 11月19日(土)
「ノーモア沖縄戦 命どう宝」広島のとどい
～ 進む琉球弧の島々(南西諸島)の軍事要塞化 ～
18:00～ 原爆資料館会議室1
講師: 山城博治さん
参加費無料 カンパ歓迎
主催 広島と沖縄を結ぶドゥシグァー
(連絡先: 新田 090-3373-5083)
- 12月14日(水) 岡山市御津エヌエス日進
産廃処分場計画取消請求 口頭弁論
14:00～ 岡山地裁
御津産廃阻止同盟(0867-26-0502)

各地の市民団体から寄せ
られた情報紙のイベント情
報などを転載しました。

2022 年度会費のお願い

年会費(一口) 個人 4,000 円 団体 10,000 円 ― 何口でも可 ―
環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。
環瀬戸は 34 年目に入りました。会費のお納めをお願いします。カンパ熱烈大歓迎!

瀬戸内トラストニュース第78号 2022年9月20日/発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎(東京都)
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>
会費等振込先 郵便振替 口座番号 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギまで